

店舗において新しい家電の価格から古い家電を下取りした価格を引く試みを行ったが、輸送費用は国美電器の好意で同社が負担していた。そのため、法律等で強制されない限り全国展開する見込みはないという（現在想定されている家電回収システムを図2に示す）。

もう一つの問題はインフォーマル・セクターによるリユース・リサイクルである。2005（平成17）年9月、国家発展改革委員会ほか8つの中央政府機関は、同年11月1日から廃ブラウン管の再生およびそのリユース（廃ブラウン管を用いたテレビの製造）を禁止した。廃テレビから取り出したブラウン管を洗浄、蛍光体の回収、電子銃の装備、真空、防爆帯の装備などのプロセスで生産した「再生ブラウン管」を、テレビに組み立てて販売する企業が一部で存在するためである。これらの再生ブラウン管が国の規定する安全および技術基準に達しないことから安全上の問題があるとして、同公告では、いかなる企業・個人も許可なく廃ブラウン管の回収・保管・処理などに関する

したがって、現状の中国においては、途中で解体させないインセンティブが必要であると考えられる。たとえば、デポジット・リファンドシステムのような制度の導入によって、完全な「製品」を適正業者に引き渡さなければ、リファンドが得られないなどの制度設計が有効であると思われる。

■おわりに

廃家電、廃パソコンを製品のまま先進国から途上国へ輸出して、人件費や加工費の安い途上国でリユース・再資源化した方が、人件費や加工費の高い先進国で廃家電を解体・分別するよりも、解体コストの低減および埋立処分量の削減につながり、途上国にとっても安価に再生資源を利用できるという考え方もある。しかし、中国国内の廃家電処理の現状を見ると、徹底的なリユースが行われており、中古家電が輸入された場合には、単なる再使用・解体処理だけでなく、不適正なリユース・リサイクルが誘発される可能性がある。さらに、有害物質の適正処理コ

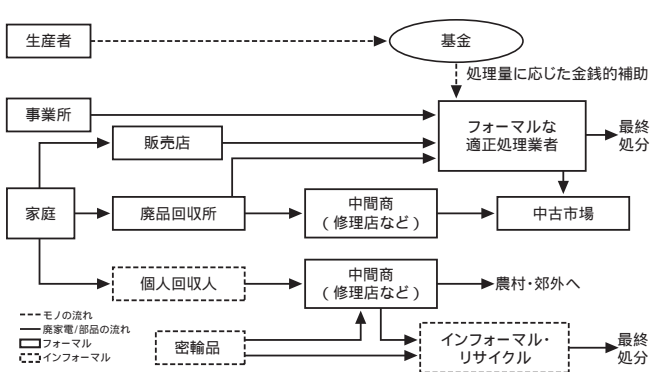


図2 今後想定される流通ルート

経営活動を行ってはならない、それらに関連した事業を行うには「危険廃棄物経営許可証」を取得することが必要と規定された（※1）。また、再生した廃ブラウン管を用いた製品の販売および廃テレビ、廃ブラウン管に関する買

ストが価格に内部化されていない限り、中国で有害物質の拡散・不法投棄という新たな問題が生じかねない。以上の理由から、海外からの廃・中古家電の輸入を制限することは、現状では賢明な政策とも考えられる。

中国を含め、途上国では中古品の輸入規制を設けている国が多い一方、日本を含めて、ほとんどの先進国では、中古品の輸出について何ら制限が行われていない。そのため、中古品の海外輸出に歯止めがかからない状況といえる。オーストラリア、タイなどでは輸出入可能な「中古品」の基準を定めており、中国においても国内の中古品について中古品マークを標示することや品質検査の基準を設ける動きがある（※3）。

国際的な廃家電のリユース・リサイクルが適正に行われるためには、中古品の基準および輸出入規制の設定およびその国際的な統一を図ることが必要と考えられる。また、途上国における適正な回収・リサイクルルートの構築、適正処理コストの内部化などが求められる。

易もすべて禁止された。

しかし、筆者が2005（平成17）年12月に行った杭州市および北京市内の中古市場の調査では、市場内の個人修理店で廃テレビの修理が行われていたことから、このような個人の中古修理業がどれくらい成り立っており、規模がどれくらいあるかによって、現在想定されているシステムでは、不十分である可能性が指摘できる（※2）。

また、その他の問題点として、現状では、廃家電を台数で捕らえるのが難しいことがある。例えば、杭州大地が回収した廃パソコンは、使えるハードディスクがすでに抜き取られた形で回収されてくるものがあるなど、適正処理会社に渡る以前に、完全な「製品」ではなく「部品」としてバラバラにされる可能性がある。そうなってしまうと製品全体として適切に管理することは難しいと考えられる。また、個人回収人が十分に管理・規制されない限り、インフォーマル・セクターへの流入を止めることは極めて困難であると考えられる。

※1 「廃ブラウン管」は、生産、生活およびその他の活動中で発生した、本来の利用価値を失ったまたは価値を失っていないが、廃棄または投棄されたブラウン管を指し、危険廃棄物に含まれる。
 ※2 年間約600万台の廃ブラウン管が新しいテレビの製造に使われている。その量は中国国内のカラテレビ市場の1/6を占めており、農村や西部の市場で販売されているとされている（中国証監報、2005.10.12）。
<http://www.p5w.net/p5w/industry/00510120755.html>
 ※3 中古品の適正管理を目的として、中古品の品基準に当たる「旧貨品質鑑定通則」が、2005年10月に商務部から通達されている（商務部公告2005年第69号）。

■参考文献

- 国家質量監督検査検疫総局ホームページ「廃ブラウン管の再生業の禁止」国家質量監督検査検疫総局2005年第134号公告
 国家発展改革委員会ホームページ「廃旧家電リサイクル・モデル事業の進捗状況」2005.9.12
http://www.ndrc.gov.cn/fjb/h/jjsyxsht/20050912_45889.htm
 吉田綾「第3章 再生資源輸入大國「中国」小島道一編「アジアにおける循環資源貿易」アジア経済研究所、pp.43-67（2005）
 1) 「2006年に家電の買い換えピークを迎える」人民網、2001.10.10
 2) 「家電1億台以上が買い換え期を迎える」新快報、2005.4.29
 3) 華星集団ヒアリングより 2005.12.26
 4) 「毎年1100万台の電子廃棄物が発生、大きなビジネスチャンスが到来」消費日報、2005.9.30